

データ活用による交通ネットワーク再編業務委託に関する仕様書

- ・この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・プロポーザル実施後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。
- ・協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 業務名

データ活用による交通ネットワーク再編業務委託

2 目的

現在、市町村では、コミュニティバスやデマンド交通の運行等に取り組んでいるが、財政負担が増加しており、効率的・効果的な交通サービスの実施が必要となっている。

一方、近年の情報通信技術（ICT）の発達に伴い、ビッグデータの活用が可能となっている。

このため、モデル市町村においてデータを活用した調査を実施し、交通ネットワークの再編を支援するとともに、その成果を他市町村に横展開する。

3 業務内容

モデル市町村（①秩父市・小鹿野町、②深谷市、③嵐山町）を対象として、ビッグデータを活用した調査を実施し、交通ネットワークの再編について検討し、他市町村に横展開できるよう、その成果を報告書にまとめる。

なお、実施に当たっては、モデル市町村の地域全体の現状把握、課題分析、再編の検討を行うこと。

（1）地域公共交通の現状把握

ビッグデータに加え、各種資料を基に、公共交通の現状を把握する。

ア ビッグデータ

- ・データの形式は、滞留・流動量集計データ（メッシュ・ゾーン別）とすること。
- ・性別、年代別、居住地別（モデル地域内外別）、時間帯別、曜日別（平日、休日）の分析が可能なものとする。
- ・滞留に関するデータは、500mメッシュ程度とする。
- ・流動に関するデータは、モデル市町村の区域内を分割してゾーンを設定し、ゾーン間の流動量を把握すること。
- ・流動量のゾーンは、地域公共交通の検討ができるように設定すること。具体的には、人口分布、施設立地、道路状況等の地域特性を勘案し、交通拠点の設定や交通ネットワークの再編の検討が可能なゾーニングとすること。
- ・データの取得に当たっては、調査に必要なデータの提供が受けられるゾーン設定となるよう、あらかじめデータ提供事業者を確認すること。

イ 各種資料の例

項目	内容	資料
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 人口：総数、年齢階層別、性別別等の人口分布等 施設：医療施設、商業施設、教育施設等の分布等 市町村の公共交通に関する計画等 	<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査 国土数値情報 自治体ウェブサイト等
交通サービス	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道・バス等：運行経路・区域、本数、料金等 タクシー：事業者、台数等 自家用有償旅客運送：運行形態、対象者等 スクールバス、買物バス等：運行経路・区域、本数等 その他（タクシー券等） 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・交通事業者ウェブサイト等
交通需要	<ul style="list-style-type: none"> 顕在需要（公共交通の利用者）：路線別・区間別利用者数、駅・停留所別利用者数 	<ul style="list-style-type: none"> パーソントリップ調査 既存の調査結果等
	<ul style="list-style-type: none"> 潜在需要（交通手段を問わない全ての交通）：OD量、発生集中量 	<ul style="list-style-type: none"> 交通関連ビッグデータ（モバイル空間統計等） 既存の調査結果等

ウ 留意事項

- ビックデータ以外の資料等も、原則として受託者において収集することとするが、モデル市町村の所有する資料等は、県又はモデル市町村と協議の上、提供を受けること。

(2) 地域公共交通の課題分析

(1) で把握した現状を基に、公共交通の課題を分析する。

ア 主な項目例

- 交通需要（顕在需要・潜在需要）と交通サービスの比較
 - 不採算路線の抽出、ルート・ダイヤのミスマッチ、要因分析等
- 交通サービスの重複等の確認
 - 路線バス、コミュニティバス・デマンド交通、スクールバス等

イ 留意事項

- 分析に当たっては、性別、年代別、居住地別（モデル地域内外別）、時間帯別、曜日別（平日、休日）等も考慮した分析を行うこと。

(3) 交通ネットワークの再編の検討

(2) の課題を基に、交通ネットワークの再編パターンを検討する。

ア 主な項目例

- 交通サービスの適正化
 - 運行形態、運行頻度、ルート・ダイヤ、交通拠点の設定、路線別収支率等
- 新たな交通サービスの導入
 - 定時路線型、デマンド型、自家用有償旅客運送、互助による輸送等

イ 留意事項

- 検討に当たっては、サービス水準等の違いに応じて、複数パターンを検討すること。

ウ 参考（モデル市町村の状況）

- 秩父市・小鹿野町
 - コミュニティバス、デマンド交通の運行
 - 高齢化・利用者数の減少等による公共交通の見直し、観光客の利用促進
- 深谷市
 - コミュニティバス、デマンド交通の運行
 - 効率的・効果的なコミュニティバス、デマンド交通の見直し

- ③ 嵐山町
 - ・鉄道と路線バス以外の交通手段なし
 - ・新たな交通システムの導入

(4) 報告書の作成

(3) までの検討内容を報告書にとりまとめる。

ア 主な項目

- ① モデル市町村別の検討内容
 - ・公共交通の現状把握、課題分析、再編パターン等
- ② データを活用した検討手法
 - ・再編検討の着眼点や具体的な手法等

イ 留意事項

- ・他の市町村にも横展開できるように、再編検討の着眼点や具体的な手法等を整理すること。

4 業務委託期間

契約の日から令和3年3月12日（金）までとする。

5 業務体制

- (1) 受託者は、本業務の遂行を総括する責任者を定める。
- (2) 責任者は、常に業務全体を把握するとともに、担当者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (3) 責任者及び担当者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者とする。
- (4) 受託者は、責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに県に届出を行い、変更について事前に県の承認を受けなければならない。
責任者を変更する場合、業務の遂行に支障のないよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

6 成果品及び納付時期

県に納品する成果品は、以下のとおりとする。

なお、成果品の著作権は県に帰属するものとし、本業務完了後は県の承諾を得た場合を除き、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

(1) 中間報告書

ア 提出書類及び部数

- ・報告書 10部提出
- ・電子データはCD-Rに収録して提出する。

イ 仕様 印刷し、ファイルに綴じて提出

ウ 提出期限 令和2年10月末日

(2) 最終報告書

ア 提出書類及び部数

- ・調査報告書 100部提出
- ・概要版 100部提出
- ・調査報告書及び概要版の電子データはCD-Rに収録して提出する。

イ 仕様 A4版くるみ製本

ウ 提出期限 令和3年3月5日（金）

(3) その他県が指示するもの

(4) 本業務で取得、利用又は作成した資料

報告書の作成等に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、PDF形式を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、県と協議を行う。

7 業務進行及び管理

(1) 受託者は、業務の着手に先立ち、県と協議、調整の上、次の書類を提出する。

ア 業務実施計画書

イ 業務工程表

ウ 責任者等通知書

(2) 業務の実施に当たっては、県と協議を行い、県の指示により業務を進めること。

また、受託者は県や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、県に提出すること。

なお、月1回程度、作業の進捗状況等の報告及び打合せを行うこととする。

(3) 協議資料については、原則、電子データで提出する。

(4) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 業務の内容について機密を守り、県の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。なお、本業務終了後についても、同様とする。

(6) 受託者は本業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例（平成16年条例第65号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

(7) 業務上受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。

(8) 受託者は、業務実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行われなければならない。

(9) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に係る権利は、その生じた時から県に帰属する。

(10) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に県の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(11) 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、県に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、県の指示に従うものとする。本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

8 疑義

本仕様書に疑義がある場合は県の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、県と受託者が協議の上決定する。